

# 捕獲ネコ譲渡認定者申請の流れ

## 書類提出

- 奄美大島ねこ対策協議会事務局へ以下の提出書類を送付してください。(下記住所へ送付)
- 譲渡申請書 ※①
- 誓約書 ※①
- 顔写真入り身分証明書の写し
- 飼育場所(部屋等)の概要及び写真
- 財務諸表又は収支決算書、経営状態が分かる書類等(譲渡目的の場合)
- 活動実績等(譲渡目的の場合)
- 調査票
- 証明写真1枚
- ※メールでの申請も可能となりました。

## 譲渡認定者 認定審査会

- 協議会による申請者の認定審査会を行います。
- 審査の結果は協議会より電話又はメール等で連絡します。

## 認定

- 譲渡認定後、奄美大島ねこ対策協議会の行う講習会を受講します。(一部免除あり。譲渡要領参照。)
- 講習会受講後、譲渡認定証発行送付します。

## 譲渡

- ノネコの捕獲がありましたら、捕獲ネコの収容情報をメールで送付します。
- 後の流れは、譲渡の流れをご参照ください。

※① 終生飼養目的の方は、「飼養者」の申請書、誓約書を提出してください。

譲渡目的の個人又は法人、団体の方は「譲渡団体」の申請書、誓約書を提出ください。

必ず捕獲ネコ譲渡要領の内容をご確認の上、ご提出ください。

※② 申請前に「奄美大島の生態系保全におけるノネコ管理計画」及び「捕獲ネコ譲渡実施要領」を必ずお読みください。